

犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟

第一種動物取扱業者における犬猫の飼養管理基準に関する要望書

環境大臣 小泉 進次郎 殿

平素は環境行政に並々ならぬ御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私たち超党派議連「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」（会長：尾辻秀久参議院議員）は、「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護法）」（昭和48年法律第105号）の改正に向けた議論を2年以上かけて行い、昨年6月に当議連において改正案を取りまとめ、全会一致の議員立法による改正を実現しました。現在は、環境省において政省令等の改正に向けた議論を行っている段階です。

法改正に際しては、ブリーダーやペットショップに代表される第一種動物取扱業者（以下「業者」という。）における不適正飼養が後を絶たないことに鑑みて、動物愛護法第21条第2項で業者が遵守すべき動物の飼養管理基準（以下「基準」という。）の項目を掲げ、第3項で基準が「できる限り具体的なものでなければならない」旨、明記したところです。

基準の在り方については、昨年8月6日に尾辻会長から原田義昭環境大臣（当時）に対し、当議連が望ましいと考える基準の在り方について環境省に対して積極的に提案する旨申し入れたところです。その後、当議連の「動物愛護法プロジェクトチーム（PT）」において国内の有識者やブリーダー等へのヒアリングを行い、海外の法制度を勉強しつつ、半年にわたり議論を重ねてまいりました。

今般、当議連の総意により、犬及び猫に関する基準案を別紙のとおり取りまとめましたので、ここに要望書として提出いたします。重点的な要望項目を**太字**、現行の「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」（平成18年1月20日環境省告示第20号）の項目のうち環境省令への引上げを求める項目を【**省令**】と示しました。いずれも海外の法制度にあるか、獣医師等から要望が出されている既知の項目であり、これらが実現すれば、業者における動物の福祉に則った動物の適正な取扱いが期待されるのみならず、具体的な数値基準等を盛り込むことによって業者への指導監視に従事する自治体職員の負担軽減に資するものとなると確信しております。

大臣におかれましては、改正動物愛護法に込められた立法者意思を着実に実施するために、当議連において取りまとめた本要望書の趣旨を十分に尊重し、環境省における省令等の改正作業に際して適切に反映していただけることを切に願っております。

2020年4月3日
犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟
会長 尾辻 秀久
動物愛護法プロジェクトチーム座長 牧原 秀樹

【1. 犬の飼養管理基準案】

《重点的な要望項目》

| 項目 | | 定量／定性 | 具体的な数値等 | 参考にした規定等 | 法 21 条 2 項 対応箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---|------------------|--|---|--------------------|-----------------|---------|------------------|------------------|---------|------------------|------------------|---------|--------------------|------------------|---------|--------------------|------------------|---------|--------------------|------------------|---------|--------------------|------------------|-------------------------|-----|
| 大項目 | 小項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 飼養施設 | ケージの大きさ | 定量 | <p>【体高から導き出す場合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>犬の体高</th> <th>1 頭</th> <th>1 頭追加すること追加する面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25cm 未満</td> <td>2 m²</td> <td>1 m²</td> </tr> <tr> <td>25～35cm</td> <td>2 m²</td> <td>1 m²</td> </tr> <tr> <td>36～45cm</td> <td>2.5 m²</td> <td>2 m²</td> </tr> <tr> <td>46～55cm</td> <td>3.5 m²</td> <td>2 m²</td> </tr> <tr> <td>56～65cm</td> <td>4.5 m²</td> <td>3 m²</td> </tr> <tr> <td>65cm 以上</td> <td>5.5 m²</td> <td>3 m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※いずれも最低面積。異なる大きさの犬が同一のケージで飼養されている場合、ケージの大きさは大きな方の犬の大きさとして算出する。)</p> | 犬の体高 | 1 頭 | 1 頭追加すること追加する面積 | 25cm 未満 | 2 m ² | 1 m ² | 25～35cm | 2 m ² | 1 m ² | 36～45cm | 2.5 m ² | 2 m ² | 46～55cm | 3.5 m ² | 2 m ² | 56～65cm | 4.5 m ² | 3 m ² | 65cm 以上 | 5.5 m ² | 3 m ² | スウェーデン犬猫庁 令 2 章 24 条 | 1 号 |
| | | 犬の体高 | 1 頭 | 1 頭追加すること追加する面積 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 25cm 未満 | 2 m ² | 1 m ² | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 25～35cm | 2 m ² | 1 m ² | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 36～45cm | 2.5 m ² | 2 m ² | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 46～55cm | 3.5 m ² | 2 m ² | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 56～65cm | 4.5 m ² | 3 m ² | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 65cm 以上 | 5.5 m ² | 3 m ² | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 定量 | <p>【ケージ内に必要な設備から導き出す場合】(※備考参照)</p> <p>1 日の大半の時間をケージの中で過ごす場合、ケージ内のトイレ、寝床並びに餌場及び水場をそれぞれ最低 50cm 離して設置し、活動場所の面積も犬の体長の 1.5 倍四方以上確保すること。 (※小型犬で 2 m²、中型犬で 3.5 m²、大型犬で 6.5 m²と試算)</p> | 日獣・田中助教 連絡会 | 1 号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ケージの高さ | 定性 | ケージの高さは、犬が肢を床面に置いて楽に直立できる高さであり、後肢で立ち上がった犬の前肢の先端が上端に届かない高さとしなければならないこと。 | ドイツ犬の保護に関する規則 6 条 2 項 米国実験動物の管理と使用に関する指針 | 1 号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 床材 | 定性 | 床は平板、穴の開いた床材又は滑りにくい表面の格子又はスノコを用いて作製すること。ただし、やむを得ず金網床を用いる場合は、平板の休息場所を設けること。 | 米国実験動物の管理と使用に関する指針 連絡会 | 1 号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | トイレ | 定量 | 排泄場所の面積は、体長の 1.5 倍四方以上の大きさとする。 | 連絡会 | 1 号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 寝床 | 寝床の構造 | 定性 | 寝床は乾いて清潔で、柔らかな床面を有していなければならないこと。 | スウェーデン犬猫庁 令 1 章 12 条 連絡会 | 1 号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 定性 | 寝床及び休息場所は室内にあり、活動場所と分かれていること。 | 連絡会 | 1 号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項目 | | 定量／ 定性 | 具体的な数値等 | 参考にした規定等 | 法 21 条 2 項 対応箇所 |
|------|--------|-----------|--|---|--------------------|
| 大項目 | 小項目 | | | | |
| 寝床 | 寝床の構造 | 定量 | 寝床の大きさは四肢で立ったときに頭が天井につかず、横になったときに肢を伸ばせて方向転換ができること。 ・長さ：体長×1.5 以上 ・幅：体高×1.3 以上 | 連絡会 | 1 号 |
| 集団飼養 | 集団飼養 | 定性 | 1 歳未満の犬については、その犬の健全な育成及び社会化を推進するため、複数頭で飼養すること。 | 日獣・田中助教 | 1 号 |
| | | 定量 | 人間の居住用ではない室内で犬の飼育が許されるのは、1 頭当たりの使用可能な床面積がケージの大きさの 60% を確保できている場合に限られること。また、頭数分のトイレ、寝床及び餌場を設置すること。 | ドイツ犬の保護に関する規則 5 条 2 項 | 1 号 |
| 従業員 | 飼養可能頭数 | 定量 | 犬を繁殖する者は、15 頭までの繁殖犬ごとに職員 1 人を配置しなければならないこと。 | ドイツ犬の保護に関する規則 3 条 英国ガイドライン | 2 号 |
| | | 定量 | 犬を販売若しくは保管する者は、20 頭までの犬ごとに職員 1 人を配置しなければならないこと。 | 英国ガイドライン 連絡会 | 2 号 |
| 飼養環境 | 採光 | 定性 | 屋内施設においては、自然採光が確保されていること。 | ドイツ犬の保護に関する規則 5 条 1 項 スウェーデン動物保護令 2 章 14 条 1 項 | 3 号 |
| | 空調・換気 | 定量 | アンモニアの濃度は 2 ppm 以下であること。ただし、やむを得ない場合には、連続して 3 ppm を超えないこと。 (※悪臭防止法に基づく敷地境界における規制基準は 2 ppm) | 日獣・田中助教 連絡会 スウェーデン犬猫庁令 1 章 6 条 2 項 | 3 号 |
| | | 定量 | 屋内施設で飼養する場合の寝床の温度は 15 度～29 度、湿度は 30～70% となること。 | 英国ガイドライン 米国実験動物の管理と使用に関する指針 日獣・田中助教 連絡会 | 3 号 |
| | 温度・湿度 | 定量 | 生後 10 日間は、産室内に局部暖房を追加して提供しなければならないこと。産室は摂氏 26 度以上 28 度以下に保たれ、妊娠中及び授乳中の雌犬が暖房地点から離れることのできる場所を設けること。 | 英国ガイドライン スウェーデン犬猫庁令 2 章 6 条 P T に出席した某ブリーダー | 3 号 |

| 項目 | | 定量／ 定性 | 具体的な数値等 | 参考にした規定等 | 法 21 条 2 項 対応箇所 |
|-------|-------|-----------|---|---|--------------------|
| 大項目 | 小項目 | | | | |
| 給餌給水 | 給餌給水 | 定量 | 飼養者は犬の種類及び健康状態を考慮し、少なくとも1日に1回、各個体の栄養学的要件を満たし、汚染されていない、常に十分な量及び質の水及び餌を提供しなければならないこと。 | スウェーデン動物保護法2章4条2項 ドイツ犬の保護に関する規則8条1項 英国動物福祉規則 米国実験動物の管理と使用に関する指針 連絡会 | 3号 |
| 散歩・運動 | 散歩・運動 | 定量 | 病気の犬や衛生上の理由から一時的に隔離された犬を除き、健康であり運動が可能な成犬は犬種に応じて少なくとも1日に2回、リードに繋いで散歩を最低20分以上行うこと。ケージ内に運動場が設けられている場合は、覚醒時間の50%以上、自由に運動場に出られる状態にしておくこと。 | 英国ガイドライン フランス・アレテ スウェーデン犬猫庁 令2章12条1項 連絡会 | 3号 |
| 繁殖 | 繁殖回数 | 定量 | 雌犬の出産は1歳以上6歳まで、年1回までとすること。 | 英国動物福祉規則 日大・津曲特任教授 連絡会 | 6号 |
| | | 定量 | 雌犬の出産は、生涯に6腹までとすること。 | 日大・津曲特任教授 連絡会 | 6号 |
| | | 定量 | 雌犬を発情周期ごとに連続して交配させないこと。 | 日大・津曲特任教授 | 6号 |
| | | 定量 | 雌犬の帝王切開は3回までとすること。 | スウェーデン犬猫庁 令1章25条 日大・津曲特任教授 連絡会 | 6号 |
| | 繁殖方法 | 定性 | 親又は子に苦痛を生じさせるおそれがある方法で繁殖を行ってはならないこと。 | スウェーデン動物保護法2章11条1項 | 6号 |
| | | 定性 | 動物の自然な行動、通常の身体機能又は子を自然に産む能力に影響を与える繁殖を行ってはならないこと。 | スウェーデン動物保護法2章11条2項 | 6号 |
| | | 定性 | 遺伝性疾患を有する個体の交配、若しくは遺伝性疾患を発現し得る交配を行ってはならないこと。 | スウェーデン犬猫庁 令1章24条 日大・津曲特任教授 連絡会 | 6号 |

| 項目 | | 定量／ 定性 | 具体的な数値等 | 参考にした規定等 | 法 21 条 2 項 対応箇所 |
|-----|------|-----------|---|------------------------------------|--------------------|
| 大項目 | 小項目 | | | | |
| 繁殖 | 繁殖方法 | 定量 | 子犬は、特別な理由が存在しない限り、最も早い場合でも 8 週齢の時点まで、母犬から引き離してはならないこと。 | スウェーデン犬猫庁 令 2 章 18 条 1 項 連絡会 | 6 号 |
| | | 定性 | 繁殖の際に、獣医師の出生証明書の交付を受けること。 | 日大・津曲特任教授 | 6 号 |

《その他の要望項目》

| 項目 | | 定量／ 定性 | 具体的な数値等 | 参考にした規定等 | 法 21 条 2 項 対応箇所 |
|------|--------|-----------|--|--|--------------------|
| 大項目 | 小項目 | | | | |
| 飼養施設 | ケージの配置 | 定性 | 闘争を防止する必要がある場合には、1 頭ごとに独立したケージで飼養すること。 【省令】 | P T に出席した某ブリーダー | 1 号 |
| | | 定性 | 相互にケージを積み重ねないこと。 | 連絡会 | 1 号 |
| | ケージの構造 | 定性 | 飼養施設の場所及びケージの壁、床、天井、仕切り、扉等の内装は、安全かつ耐久性のある素材で作られ、傷害、疾病及び脱走の危険がないように維持管理を行えるものであること。 【省令】 | 英国動物福祉規則 ドイツ犬の保護に関する規則 6 条 3 項 連絡会 | 1 号 |
| 繫留 | 繫留方法 | 定性 | 犬の繫留は、当該犬に苦痛を与えない方法でなされる場合に限り、かつ、当該犬の生態及び習性に即して必要な運動の自由及び休息が確保されている条件の下で、短時間で行われなければならないこと。 | スウェーデン動物保護法 2 章 5 条 1 項 | 1 号 |
| 寝床 | 寝床の構造 | 定性 | 寝床は、同一の空間で飼養される犬の数に適合しており、全ての犬が同時に利用可能でなければならないこと。 | スウェーデン犬猫庁 令 1 章 11 条 連絡会 | 1 号 |
| | | 定量 | 全ての寝床の大きさは、立ったときに頭が天井につかえず、肢を伸ばして方向転換ができること。 【省令】 | 連絡会 | 1 号 |
| | | 定性 | 寝床は保温効果があり、健康に害を及ぼさない材料で作らなければならないこと。寝床内部には風雨が当たらず、日陰となること。 | ドイツ犬の保護に関する規則 4 条 1・2 項 連絡会 | 1 号 |
| | | 定量 | 寝床に継続的に収容する時間は覚醒時間の 50% 以下とすること。その他の時間帯は、自由に活動場所に出られる構造にすること。 | 連絡会 | 1 号 |

| 項目 | | 定量／ 定性 | 具体的な数値等 | 参考にした規定等 | 法 21 条 2 項 対応箇所 |
|-------|--------------|---------------|--|--|--------------------|
| 大項目 | 小項目 | | | | |
| 従業員 | 飼養可能頭数 | 定性 | 立入検査により適切な世話ができていないと判断された場合は、職員 1 人当たりの飼育可能頭数を減らすことができること。 | 連絡会 | 2 号 |
| 飼養環境 | 採光 | 定量 | 屋外の運動場と自由に出入りできない構造の飼養施設の場合、自然採光のための窓の面積は少なくとも床面積の 8 分の 1 を超えること。 (※建築基準法では、マンションにおいては窓の面積が床面積の 7 分の 1 以上ないと「居室」とすることができない) | ドイツ犬の保護に関する規則 5 条 1 項 | 3 号 |
| | | 定性 | 照明は自然光にできる限り近付け、概日周期に従うこと。 | 連絡会 | 3 号 |
| | | 定性 | 屋内施設の照明は、施設内の動物に不快を与えないように配置、照明の強さ及び方向を調整しなければならないこと。【省令】 | スウェーデン犬猫庁令 1 章 7 条 2 項 | 3 号 |
| | 空調・換気 | 定量 | 換気は毎時 1 回行えるようにし、飼養に伴って発生する臭気が速やかに外に排出されること。 (※換気扇が常時使用されていることが前提。建築基準法では 1 時間に少なくとも 0.5 回の換気が義務付けられている) | ドイツ犬の保護に関する規則 5 条 1 項 米国実験動物の管理と使用に関する指針 日獣・田中助教 | 3 号 |
| | | 定量 | 二酸化炭素の濃度は 1,000ppm 以下であること。 (※大気中の濃度は 410ppm、建築物衛生法の基準は 1,000ppm) | スウェーデン犬猫庁令 1 章 6 条 2 項 | 3 号 |
| | 温度・湿度 | 定性 | 温度管理ができる空調設備を設置すること。 | 連絡会 | 3 号 |
| 防音 | 定性 | ドアは防音構造とすること。 | 日獣・田中助教 連絡会 | 1 号・3 号 | |
| 給餌給水 | 給餌給水 | 定性 | 食事及び水の容器は飼養頭数分用意し、毎日洗浄すること。 | 英国ガイドライン 連絡会 | 3 号 |
| 散歩・運動 | 社会化・エンリッチメント | 定性 | 子犬の社会化期には、人や犬等との良い関わりと物への好奇心の刺激を十分に経験させ、恐怖や不安を与えないようにすること。 | 連絡会 スウェーデン犬猫庁令 1 章 17 条 | 3 号 |
| | | 定性 | 犬の運動場では、安全かつ犬の負傷を増大させないエンリッチメントが行われなければならないこと。 | スウェーデン犬猫庁令 2 章 3 条 | 3 号 |
| 健康管理 | 健康管理・疾病の予防 | 定量 | 状態の確認は、少なくとも 1 日に 2 回以上行わなければならないこと。 | スウェーデン犬猫庁令 1 章 16 条 | 4 号 |
| | | 定量 | 繁殖犬は、年に 1 回、獣医師による健康診断を受けさせること。 | 連絡会 | 4 号 |
| | | 定性 | 獣医学上困難と認められる場合を除き、施設への収容時には狂犬病予防注射その他の予防接種を行うこと。【省令】 | 日獣・田中助教 連絡会 | 4 号 |

| 項目 | | 定量／ 定性 | 具体的な数値等 | 参考にした規定等 | 法 21 条 2 項 対応箇所 |
|------|------------|-----------|--|---------------------------|--------------------|
| 大項目 | 小項目 | | | | |
| 健康管理 | 健康管理・疾病の予防 | 定性 | ノミやダニ等の外部寄生虫や内部寄生虫の駆除及び定期的な予防をすること。【省令】 | 日獣・田中助教 連絡会 | 4号 |
| | 疾病への対応 | 定性 | 病気や傷害の際には、直ちに獣医師の診察を受けること。【省令】 | 連絡会 | 4号 |
| | | 定性 | 病気や負傷のため獣医師が必要と認めるときは、健康な個体から分離して飼養すること。 | 日獣・田中助教 | 4号 |
| 輸送 | 輸送 | 定性 | 動物の輸送は、目的に適した、かつ、それぞれの動物に暑熱及び寒冷並びに衝撃、擦過及びそれに類するものからの保護を与える輸送手段で行われなければならないこと。【省令】 | スウェーデン動物保護法2章13条1項 連絡会 | 5号 |
| | | 定性 | 輸送される動物は、必要とされる範囲で、互いに隔てられなければならないこと。 | スウェーデン動物保護法2章13条1項 | 5号 |
| | | 定性 | 動物を輸送する者は、動物を監視し、積込、輸送及び荷下ろしの間に、動物に傷害を負わせ又は苦痛を与えないようにするために必要とされる措置を講じなければならないこと。【省令】 | スウェーデン動物保護法2章13条2項 連絡会 | 5号 |
| | | 定性 | 動物の輸送は、できる限り短い時間と距離であること。【省令】 | 連絡会 | 5号 |
| | | 定性 | 輸送が長くなる場合は、必要に応じて給餌給水、排便排尿、休憩の時間を与えること。【省令】 | 連絡会 | 5号 |
| 展示 | 展示方法 | 定性 | 動物に苦痛を与える方法で、競技又は試験、録音及び録画、公演又はその他の一般公衆に向けて行われる展示のために動物を調教し、又は使用してはならないこと。【省令】 | スウェーデン動物保護法3章1条1項 連絡会 | 5号 |
| | | 定性 | 動物を闘わせないこと。 | 連絡会 | 5号 |
| | | 定性 | 1歳未満の犬をふれあいに使用しないこと。 | 連絡会 | 5号 |
| | | 定性 | 動物を展示させる場合には、事前にその動物種について十分な知識及び経験のある第三者の獣医師等の指示を仰ぐこと。 | 連絡会 | 5号 |
| 繁殖 | 繁殖方法 | 定性 | 繁殖を行わない場合は、遅滞なく不妊去勢手術を実施すること。 | 連絡会 | 6号 |
| | 獣医師の関与 | 定性 | 獣医師により繁殖に適さないと判断された場合には、繁殖可能回数内であっても中止させること。 | 連絡会 | 6号 |
| 災害対応 | 災害対応 | 定性 | 飼養施設は、災害発生時に動物の救助が容易な構造であること。 | スウェーデン犬猫庁令1章9条 | 7号 |
| | | 定性 | やむを得ず犬を置いて避難する場合は、犬が中にいることを施設の外側に掲示し、動物種等の必要な情報も記載すること。 | 連絡会 | 7号 |

【2. 猫の飼養管理基準】
 ≪重点的な要望項目≫

| 項目 | | 定量／定性 | 具体的な数値等 | 参考にした規定等 | 法 21 条 2 項 対応箇所 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--|--|--|----------------------------------|-----------------|------|--------------|----|------------|------------|-------|--|------------|------|--|--------------|------|--|----------|----|
| 大項目 | 小項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 飼養施設 | ケージの大きさ | 定量 | 【同一ケージ内の頭数から導き出す場合】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>猫の頭数、週齢</th> <th>最小面積</th> <th>追加面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4頭以上又は12週齢未満</td> <td>1㎡</td> <td>1頭ごとに0.25㎡</td> </tr> <tr> <td>1頭、12～26週齢</td> <td>0.85㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2頭、12～26週齢</td> <td>1.5㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3～4頭、12～26週齢</td> <td>1.9㎡</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (※いずれも最低面積。成猫1頭当たり0.85㎡、子猫1頭当たり0.25㎡) | 猫の頭数、週齢 | 最小面積 | 追加面積 | 4頭以上又は12週齢未満 | 1㎡ | 1頭ごとに0.25㎡ | 1頭、12～26週齢 | 0.85㎡ | | 2頭、12～26週齢 | 1.5㎡ | | 3～4頭、12～26週齢 | 1.9㎡ | | 英国ガイドライン | 1号 |
| | | 猫の頭数、週齢 | 最小面積 | 追加面積 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4頭以上又は12週齢未満 | 1㎡ | 1頭ごとに0.25㎡ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1頭、12～26週齢 | 0.85㎡ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2頭、12～26週齢 | 1.5㎡ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3～4頭、12～26週齢 | 1.9㎡ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 定量 | 【ケージ内に必要な設備から導き出す場合】 1日の大半の時間をケージの中で過ごす場合、ケージ内のトイレ、寝床並びに餌場及び水場をそれぞれ最低50cm離して設置し、かつ活動場所 90cm×90cm+隠れ場所+猫トイレのスペースを確保すること。 | 英国ガイドライン 日獣・田中助教 連絡会 スウェーデン犬猫庁 令3章5条2項 | 1号 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ケージの高さ | 定性 | ケージは2段以上で、1つは寝場所、1つは運動場所とすること。 | 英国動物福祉規則 連絡会 | 1号 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 床材 | 定性 | 床は平板、穴の開いた床材又は滑りにくい表面の格子又はスノコを用いて作製すること。ただし、やむを得ず金網床を用いる場合は、平板の休息場所を設けること。 | 米国実験動物の管理 と使用に関する指針 連絡会 | 1号 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 猫トイレ | 定性 | 清潔で汚染されていない猫トイレ及び猫砂を常に用意すること。 | 英国動物福祉規則 スウェーデン犬猫庁 令3章5条1項 | 1号 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 寝床 | 寝床の構造 | 定性 | 寝床は乾いて清潔で、柔らかな床面を有していなければならないこと。 | スウェーデン犬猫庁 令1章12条 連絡会 | 1号 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 定性 | 寝床及び休息場所は室内にあり、活動場所と分かれていること。 | | | 連絡会 | 1号 | | | | | | | | | | | | | |
| 集団飼養 | 集団飼養 | 定性 | 1歳未満の猫については、その猫の健全な育成及び社会化を推進するため、複数頭で飼養すること。 | 日獣・田中助教 | 1号 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 定量 | 2頭以上の猫を飼養する場合は、他の個体に触れずに横たわることができ、1頭当たり90cm×90cm×90cmの空間を確保すること。 | 連絡会 | 1号 | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項目 | | 定量／ 定性 | 具体的な数値等 | 参考にした規定等 | 法 21 条 2 項 対応箇所 |
|------|--------|-----------|--|--|--------------------|
| 大項目 | 小項目 | | | | |
| 従業員 | 飼養可能頭数 | 定量 | 猫 25 頭ごとに職員 1 人を配置しなければならないこと。 | 英国ガイドライン | 2 号 |
| 飼養環境 | 採光 | 定性 | 屋内施設においては、自然採光が確保されていること。 | スウェーデン動物保護令 2 章 14 条 1 項 連絡会 | 3 号 |
| | 空調 | 定量 | アンモニアの濃度は 2 ppm 以下であること。ただし、やむを得ない場合には、連続して 3 ppm を超えないこと。 (※悪臭防止法に基づく敷地境界における規制基準は 2 ppm) | 日獣・田中助教 連絡会 スウェーデン犬猫庁 令 1 章 6 条 2 項 | 3 号 |
| | 温度・湿度 | 定量 | 寝床の温度は 18 度～29 度、湿度は 30～70%とすること。 | 英国ガイドライン 米国実験動物の管理 と使用に関する指針 日獣・田中助教 連絡会 | 3 号 |
| 給餌給水 | 給餌給水 | 定量 | 飼養者は猫の種類及び健康状態を考慮し、少なくとも 1 日に 1 回、各個体の栄養学的要件を満たし、汚染されていない、常に十分な量及び質の水及び餌を提供しなければならないこと。 | スウェーデン動物保護法 2 章 4 条 2 項 英国動物福祉規則 米国実験動物の管理 と使用に関する指針 連絡会 | 3 号 |
| 運動 | 運動 | 定性 | 病気の猫や衛生上の理由から一時的に隔離された猫を除き、ケージで飼養されている猫は、毎日、屋内の広い空間で運動させなければならないこと。 | スウェーデン犬猫庁 令 3 章 2 条 助言 連絡会 | 3 号 |
| 繁殖 | 繁殖回数 | 定量 | 雌猫の出産は 1 歳以上 6 歳まで、2 年間に 3 回以内とすること。 | フランス・アレテ 日大・津曲特任教授 連絡会 | 6 号 |
| | | 定量 | 雌猫の出産は、生涯に 6 腹までとすること。 | 日大・津曲特任教授 | 6 号 |
| | | 定量 | 雌猫の帝王切開は 3 回までとすること。 | スウェーデン犬猫庁 令 1 章 25 条 日大・津曲特任教授 | 6 号 |
| | 繁殖の方法 | 定性 | 親又は子に苦痛を生じさせるおそれがある方法で繁殖を行ってはならないこと。 | スウェーデン動物保護法 2 章 11 条 1 項 | 6 号 |

| 項目 | | 定量／ 定性 | 具体的な数値等 | 参考にした規定等 | 法 21 条 2 項 対応箇所 |
|-----|--------|-----------|---|---|--------------------|
| 大項目 | 小項目 | | | | |
| 繁殖 | 繁殖の方法 | 定性 | 動物の自然な行動、通常の身体機能又は子を自然に産む能力に影響を与える繁殖を行ってはならないこと。 | スウェーデン動物保護法 2 章 11 条 2 項 | 6 号 |
| | | 定性 | 遺伝性疾患を有する個体の交配、若しくは遺伝性疾患を発現し得る交配を行ってはならないこと。 | スウェーデン犬猫庁令 1 章 24 条 日大・津曲特任教授 連絡会 | 6 号 |
| | | 定量 | 生後 8 週間は母子・兄弟姉妹とともに飼養すること。 | 連絡会 | 6 号 |
| | 獣医師の関与 | 定性 | 繁殖の際に、獣医師の出生証明書の交付を受けること。 | 日大・津曲特任教授 | 6 号 |

《その他の要望項目》

| 項目 | | 定量／ 定性 | 具体的な数値等 | 参考にした規定等 | 法 21 条 2 項 対応箇所 |
|------|--------|-----------|--|-------------------------------|--------------------|
| 大項目 | 小項目 | | | | |
| 飼養施設 | ケージの高さ | 定性 | ケージの高さは、猫が立ち上がって天井に頭が接触しないこと。 | 連絡会 | 1 号 |
| | ケージの配置 | 定性 | 相互にケージを積み重ねないこと。 | 連絡会 | 1 号 |
| | ケージの構造 | 定性 | 飼養施設の場所及びケージの壁、床、天井、仕切り、扉等の内装は、安全かつ耐久性のある素材で作られ、傷害、疾病及び脱走の危険がないように維持管理を行えるものであること。 【省令】 | 英国動物福祉規則 連絡会 | 1 号 |
| | 猫トイレ | 定量 | 猫トイレは 1 頭につき 1 つを設置しなければならないこと。 | スウェーデン犬猫庁令 3 章 5 条 1 項 連絡会 | 1 号 |
| 寝床 | 寝床の構造 | 定性 | 寝床は、同一の空間で飼養される猫の数に適合しており、全ての猫が同時に利用可能でなければならないこと。 | スウェーデン犬猫庁令 1 章 11 条 連絡会 | 1 号 |
| 集団飼養 | 集団飼養 | 定性 | 猫が自然な状態で座ったり、立ち上がったり、伸びをしたり、歩いたり、寝転んだりすることができ、振った尾や耳がケージ等の壁や天井に当たらない広さがあること。 【省令】 | 連絡会 | 1 号 |
| 繫留 | 繫留の禁止 | 定性 | 猫は繫留して飼養してはならないこと。 | スウェーデン犬猫庁令 3 章 7 条 | 1 号 |

| 項目 | | 定量／ 定性 | 具体的な数値等 | 参考にした規定等 | 法 21 条 2 項 対応箇所 |
|------|------------------|---------------|---|--|--------------------|
| 大項目 | 小項目 | | | | |
| 従業員 | 飼養可能頭数 | 定性 | 立入検査により適切な世話ができていないと判断された場合は、職員 1 人当たりの飼育可能頭数を減らすことができること。 | 連絡会 | 2 号 |
| 飼養環境 | 採光 | 定性 | 照明は自然光にできる限り近付け、概日周期に従うこと。 | 連絡会 | 3 号 |
| | | 定性 | 屋内施設の照明は、施設内の動物に不快を与えないように配置、照明の強さ及び方向を調整しなければならないこと。【省令】 | スウェーデン犬猫庁 令 1 章 7 条 2 項 | 3 号 |
| | 空調 | 定量 | 換気は毎時 1 回行えるようにし、飼養に伴って発生する臭気が速やかに外に排出されること。 (※換気扇が常時使用されていることが前提。建築基準法では 1 時間に少なくとも 0.5 回の換気が義務付けられている) | 米国実験動物の管理 と使用に関する指針 日獣・田中助教 連絡会 スウェーデン犬猫庁 令 1 章 6 条 1 項 | 3 号 |
| | | 定量 | 二酸化炭素の濃度は 1,000ppm 以下であること。 (※大気中の濃度は 410ppm、建築物衛生法の基準は 1,000ppm) | スウェーデン犬猫庁 令 1 章 6 条 2 項 | 3 号 |
| | 温度・湿度 | 定性 | 温度管理ができる空調設備を設置すること。 | 連絡会 | 3 号 |
| 防音 | 定性 | ドアは防音構造とすること。 | 日獣・田中助教 連絡会 | 1 号・3 号 | |
| 給餌給水 | 給餌給水 | 定性 | 食事及び水の容器は飼養頭数分用意し、毎日洗浄すること。 | 英国ガイドライン 連絡会 | 3 号 |
| 運動 | 社会化・エン リッチメント | 定性 | 子猫の社会化期には、人や猫等との良い関わりと物への好奇心の刺激を十分に経験させ、恐怖や不安を与えないようにすること。 | 連絡会 スウェーデン犬猫庁 令 1 章 17 条 | 3 号 |
| | | 定量 | 1 日に 1 回以上、人間とのふれあい等のエンリッチメントを行わなければならないこと。 | 英国ガイドライン | 3 号 |
| | | 定性 | エンリッチメントを行うために、飼養施設の中には爪とぎ用の道具、遊ぶための玩具又は猫が乗る高い棚を設置すること。 | 英国動物福祉規則 スウェーデン犬猫庁 令 3 章 2 条 | 3 号 |
| 健康管理 | 健康管理・疾 病の予防 | 定量 | 状態の確認は、少なくとも 1 日に 2 回以上行わなければならないこと。 | スウェーデン犬猫庁 令 1 章 16 条 | 4 号 |
| | | 定量 | 繁殖猫は、年に 1 回、獣医師による健康診断を受けさせること。 | 連絡会 | 4 号 |
| | | 定性 | 獣医学上困難と認められる場合を除き、施設への収容時には予防接種を行うこと。【省令】 | 日獣・田中助教 連絡会 | 4 号 |

| 項目 | | 定量／ 定性 | 具体的な数値等 | 参考にした規定等 | 法 21 条 2 項 対応箇所 |
|------|------------|-----------|--|---------------------------|--------------------|
| 大項目 | 小項目 | | | | |
| 健康管理 | 健康管理・疾病の予防 | 定性 | ノミやダニ等の外部寄生虫や内部寄生虫の駆除及び定期的な予防を行うこと。【省令】 | 日獣・田中助教 連絡会 | 4号 |
| | 疾病への対応 | 定性 | 病気や傷害の際には、直ちに獣医師の診察を受けること。【省令】 | 連絡会 | 4号 |
| | | 定性 | 病気や負傷のため獣医師が必要と認めるときは、健康な個体から分離して飼養すること。 | 日獣・田中助教 | 4号 |
| 輸送 | 輸送 | 定性 | 動物の輸送は、目的に適した、かつ、それぞれの動物に暑熱及び寒冷並びに衝撃、擦過及びそれに類するものからの保護を与える輸送手段で行われなければならないこと。【省令】 | スウェーデン動物保護法2章13条1項 連絡会 | 5号 |
| | | 定性 | 輸送される動物は、必要とされる範囲で、互いに隔てられなければならないこと。 | スウェーデン動物保護法2章13条1項 | 5号 |
| | | 定性 | 動物を輸送する者は、動物を監視し、積込、輸送及び荷下ろしの間に、動物に傷害を負わせ又は苦痛を与えないようにするために必要とされる措置を講じなければならないこと。【省令】 | スウェーデン動物保護法2章13条2項 連絡会 | 5号 |
| | | 定性 | 動物の輸送は、できる限り短い時間と距離であること。【省令】 | 連絡会 | 5号 |
| | | 定性 | 輸送が長くなる場合は、必要に応じて給餌給水、排便排尿、休憩の時間を与えること。【省令】 | 連絡会 | 5号 |
| | | 定性 | 猫をケージから外に出す際には、適切なキャリーケースに入れて運ぶこと。 | 英国動物福祉規則 | 5号 |
| 展示 | 展示方法 | 定性 | 動物に苦痛を与える方法で、競技又は試験、録音及び録画、公演又はその他の一般公衆に向けて行われる展示のために動物を調教し、又は使用してはならないこと。【省令】 | スウェーデン動物保護法3章1条1項 連絡会 | 5号 |
| | | 定性 | 動物を闘わせないこと。 | 連絡会 | 5号 |
| | | 定量 | 1歳未満の猫をふれあいに使用しないこと。 | 連絡会 | 5号 |
| | | 定性 | 動物を展示させる場合には、事前にその動物種について十分な知識及び経験のある第三者の獣医師等の指示を仰ぐこと。 | 連絡会 | 5号 |
| 繁殖 | 繁殖の方法 | 定性 | 繁殖を行わない場合は、遅滞なく不妊去勢手術を実施すること。 | 連絡会 | 6号 |
| | 獣医師の関与 | 定性 | 獣医師により繁殖に適さないと判断された場合には、繁殖可能回数内であっても中止させること。 | 連絡会 | 6号 |
| 災害対応 | 災害対応 | 定性 | 飼養施設は、災害発生時に動物の救助が容易な構造であること。 | スウェーデン犬猫庁 令1章9条 | 7号 |
| | | 定性 | やむを得ず猫を置いて避難する場合は、猫が中にいることを施設の外側に掲示し、動物種等の必要な情報も記載すること。 | 連絡会 | 7号 |

【参考にした規定等の出所】

<英国>

- ・動物福祉規則 (The Animal Welfare Regulations 2018)
- ・犬の福祉に関する実施規則 (Code of Practice for the welfare of dogs)
- ・猫の福祉に関する実施規則 (Code of Practice for the welfare of cats)

<ドイツ>

- ・犬の保護に関する規則 (Tierschutz-Hundeverordnung 2001)

<フランス>

- ・家畜種のペットに関連する活動が満たさなければならない公衆衛生と動物保護の規則を定める 2014 年 4 月 3 日のアレテ (Annexes de l'arrêté du 3 avril 2014, Code rural et de la pêche maritime 1980)

<米国>

- ・実験動物の管理と使用に関する指針 第 8 版 (Guide for the Care and Use of Laboratory Animals Eighth Edition 2011)
☞公益社団法人日本実験動物学会監訳『実験動物の管理と使用に関する指針 第 8 版』(アドスリー、2011 年)
- ・動物シェルターでの飼養管理基準ガイドライン (Guidelines for Standards of Care in Animal Shelters 2010)

<スウェーデン>

- ・動物保護法 (Djurskyddslag 2018) ・動物保護令 (Djurskyddsförordning 2019)
- ・犬及び猫の飼養に関するスウェーデン農業庁令及び一般的助言
(Statens jordbruksverks föreskrifter och allmänna råd om hållande av hund och katt. 2019)
☞樋口修「スウェーデンの新しい動物保護法—動物保護法 (スウェーデン法令全書 2018 年第 1192 号) — (資料)」
『レファレンス 817 号』79-103 頁 (国立国会図書館、2019 年 2 月 20 日)
同「スウェーデンのペット飼養規制—犬猫飼養庁令 (スウェーデン農業庁法令全書 2019 年第 28 号) — (資料)」
『レファレンス 821 号』73-101 頁 (国立国会図書館、2019 年 6 月 20 日)

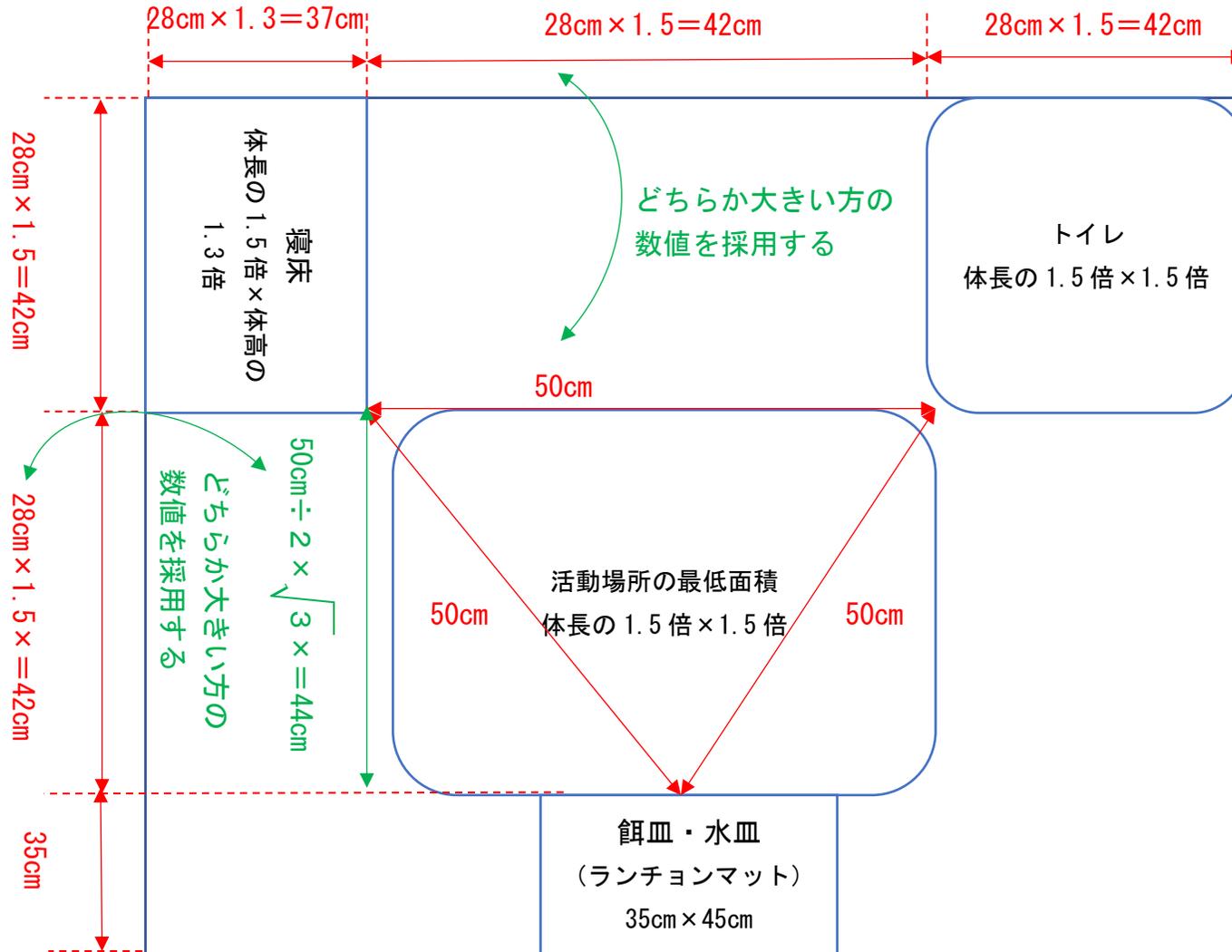
<有識者からの意見>

- ・日本大学 生物資源科学部獣医学科 特任教授 津曲茂久氏 (第 3 回 P T (2019 年 12 月 24 日) に出席)
- ・日本獣医生命科学大学 獣医学部獣医学科 助教 田中亜紀氏 (同上)
- ・柴犬の某ブリーダー (同上)
- ・動物との共生を考える連絡会 (第 5 回動物の適正な飼養管理方法等に関する研究会 (2020 年 2 月 3 日) に出席)

【備考】犬のケージの大きさのうち、【ケージ内に必要な設備から導き出す場合】の算定根拠について（試算）

※体長・体高の定義 体長：胸骨の先端から肛門部まで 体高：肩甲骨の上端から地面まで

※（超）小型犬の代表として、トイプードル（スタンダードの大きさとして体長 28cm、体高 28cm）の場合



(※縮尺は一定ではない)

【(超) 小型犬 (トイプードル : 体長 28cm、体高 28cm を想定)】

<縦>寝床の横 42cm (体長の 1.5 倍) + 活動場所の高さ 44cm + ランチョンマットの縦 35cm = 121cm

<横>寝床の縦 37cm (体高の 1.3 倍) + 寝床・トイレの間隔 50cm + トイレ 42cm (体長の 1.5 倍) = 129cm

<面積>121cm×129cm÷1.56 平米 →切り上げて 2.0 m²

【中型犬 (シェットランド・シープドッグ : 体長 45cm、体高 41cm を想定)】

<縦>寝床の横 68cm (体長の 1.5 倍) + 活動場所の一边 68cm (体長の 1.5 倍) + マットの縦 35cm = 171cm

<横>寝床の縦 54cm (体高の 1.3 倍) + 活動場所の一边 68cm (体長の 1.5 倍) + トイレ 68cm (体長の 1.5 倍) = 190cm

<面積>171cm×190cm÷3.25 平米 →切り上げて 3.5 m²

【大型犬 (ゴールデンレトリバー : 体長 66cm、体高 60cm を想定)】

<縦>寝床の横 99cm (体長の 1.5 倍) + 活動場所の一边 99cm (体長の 1.5 倍) + マットの縦 35cm = 233cm

<横>寝床の縦 78cm (体高の 1.3 倍) + 活動場所の一边 99cm (体長の 1.5 倍) + トイレ 99cm (体長の 1.5 倍) = 276cm

<面積>233cm×276cm÷6.43 平米 →切り上げて 6.5 m²